

議 案 第 49 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年6月22日提出

摂津市長 森 山 一 正

提案理由

市長及び副市長の給料の減額を行うため、本条例を制定するものである。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和31年条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（令和3年7月1日から同年9月30日までの間における市長及び副市長の給料月額の特例）

- 8 令和3年7月1日から同年9月30日までの間における市長及び副市長（同年4月1日以後に新たに副市長となった者を除く。）の給料の月額は、第3条の規定にかかわらず、同条の表に定める額からその100分の20に相当する額を減じた額とする。ただし、地域手当等（期末手当を除く。）の額の算出の基礎となる給料の月額は、同表に定める額とする。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。